平成３０年（フ）第２３号
広島県福山市駅家町大字法成寺57番地２
債務者　吉岡　秀樹
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第３５号
広島県福山市手城町３丁目25番38号
債務者　泉　　孝
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第３９号
広島県福山市加茂町字芦原100番地25、前住所岡山県井原市木之子町121番地１　ベル・グランツ201
債務者　橋上　英雄
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第１号
奈良県五條市二見２丁目６番12号
債務者　鍵谷　清子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成３０年（フ）第２３号
青森市富田４丁目４番11号
債務者　三上　昭義
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１２号
神奈川県伊勢原市板戸476―13コーポラスリカ―203、住民票上の前住所神奈川県愛甲郡愛川町中津4061番地の７　㈱ニッセーデリカ愛川寮２―301
債務者　手島　勝也
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１１７号
神奈川県厚木市恩名３丁目12番91号　シェアハウスＫ光ヶ丘211
債務者　江川　弥佑
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１２０号
神奈川県南足柄市塚原2040番地　パレス近山102
債務者　荒川　弘志（旧姓行木）
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１１８３号
名古屋市南区豊田３丁目16番12号
債務者　林　　高大
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４６２号
名古屋市港区高木町３丁目48番地　ポートシティ高木302号、従前の住所長崎県佐世保市大潟町289番地129
債務者　道越ハル美
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１６３号
愛知県春日井市鳥居松町４丁目140番地　ベルヴィル鳥居松２―２号
債務者　大澤美奈子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２４８号
名古屋市昭和区御器所通２丁目24番地の３　ゴキソ224ビル３Ｃ号、従前の住所名古屋市中村区烏森町１丁目27番地の２　セジョリシュシュ102号
債務者　江﨑　貴子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６６号
熊本市西区城山下代２丁目６番26号
債務者　東　ひかる
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１６７６号
東京都板橋区高島平２丁目30―１―425
債務者　吉村　純一
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６９２号
東京都中野区中央４丁目16―１―101
債務者　與座　鉱美
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７０８号
千葉県市川市相之川３丁目10―18
債務者　山口季代子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部